

## 新潟生存権裁判判決について

2012（平成24）年12月14日

新潟生存権裁判原告団

新潟生存権裁判弁護団

新潟生存権裁判を支える会

生存権裁判を支援する全国連絡会

本日、新潟地裁は、87歳、88歳、93歳の生活保護受給者3名が新潟市及び新発田市を被告として、老齢加算の減額・廃止を内容とする保護変更決定処分取消しを求めた裁判について、新潟地裁第1民事部は、厚生労働大臣の告示を受けて新潟市及び新発田市が行った保護変更決定の違法性を認めることなく、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

老齢加算は70歳以上の生活保護受給者に対し、加齢に伴う特有の生活需要を満たすために1960年から支給されてきたものであるが、厚生労働大臣は2004年度から減額を開始し2006年度に全廃した。その結果、70歳以上の生活保護受給者は、単身世帯で合計1万円を超え生活扶助費の約20%に及ぶ給付を奪われることとなった。

老齢加算の廃止から約6年が経過した現在、原告らは慢性疾患による身体のつらさを抱え、健康状態の悪化や社会的に孤立しているなかで、暑さ寒さに耐え、食事・人付き合い・入浴などといったささやかな欲求をひたすら押し殺して生きてきた。

それにも関わらず、新潟地裁は、被告らの主張に追随し、老齢加算の廃止を追認した。

生活保護は、憲法25条に基づき、生存権を保障している。老齢加算は、高齢者に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障するために支給されてきたものである。ところが、厚生労働大臣は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（骨太の方針2003）」、「骨太の方針2006」等を受けて、老齢加算を廃止した。生活保護を実施する各自治体は、厚生労働大臣の告示に従って老齢加算を減額・廃止する保護変更決定を行ったものである。

しかし、いま、我が国では、「ワーキングプア」と呼ばれる人たちが増大し、格差と貧困が拡大し続けており、生活保護を利用している人は、212万人以上に及んでいる。

このような状況において、裁判所には、人権保障の最後の砦として、近時の「生活保護バッシング」、制度の改悪を志向するうごきに惑わされることのない判断が期待されていた。ところが、本日の判決は、対象世帯の生活実態を正しく認識することなく、厚生労働大臣の裁量を非常に広く認めるものであって、到底容認することができないものである。

私たちは、本判決について控訴し、東京高裁においてたたかいを続けることを表明する。

また、老齢加算の廃止について審理を行っている全国の裁判所に対し、当事者らの生活を直視し、その声に耳を傾け、人権保障の最後の砦としての役割を全うすることを強く求める。

国は、速やかに老齢加算の復活ないしそれに代わる措置を講ずるとともに、生活扶助基準の引下げをはじめとして制度を改悪する諸施策の中止を直ちに決定すべきである。

各政党には、老齢加算の復活をはじめ生活保護を拡充する政策を採用し、その実現に向けて最大の努力をすることを求める。生活扶助基準自体を引下げるとは、老齢加算の減額後厳しい生活を余儀なくされている高齢者らに追い打ちをかけ、病気、餓死、自殺等の悲惨な結果を招きかねないものであり、絶対に許されない。

新潟市及び新発田市には、国に対し老齢加算の速やかな復活を要請するとともに、87歳～93歳の原告らが厳しい生活を送っている実態を直視し、厚生労働大臣に対し原告らに対する特別基準の設定を申請するよう強く求める。

以上